○津久見市が発注する物品等供給契約に係る競争入札参加資格審査要綱

（平成16年12月27日告示甲第11号）

改正 平成20年3月19日告示甲第5号　平成21年2月10日告示甲第4号
平成21年12月22日告示甲第23号平成26年11月28日告示甲第28号
平成27年12月28日告示甲第27号

（趣旨）

第1条　この要綱は、津久見市契約事務規則（平成元年津久見市規則第2号）第13条の規定に基づき、津久見市が発注する物品の買入れ、製造の請負（工事の請負を除く。）の契約に係る競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者の資格審査及び入札参加者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

［津久見市契約事務規則（平成元年津久見市規則第2号）第13条］

（資格審査を申請できる者）

第2条　入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を備えてなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の11第1項並びに施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

［地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の11第1項］［施行令第167条の4第1項］

(2)　施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められた者に当たっては、その事実があった後、2年を経過した者であること。

［施行令第167条の4第2項］

(3)　営業に関し法令上必要とされる許可、認可等を得た者であること。

(4)　申請年の1月1日において引き続き1年以上同種の営業を営んでいる者であること。

(5)　市税等並びに消費税及び地方消費税を完納している者であること。

（審査の申請及び時期）

第3条　資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（第1号様式及び第1号様式の2。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)　営業概要書（第2号様式）

(2)　使用印鑑届（第3号様式）

(3)　委任状（第4号様式。ただし、本市に本店を有する者を除く。）

(4)　代表者身分証明書（法人にあっては登記簿謄本及び印鑑証明、個人にあっては身分証明書及び印鑑証明）又はその写し

(5)　営業に必要な許可、認可等を得たことを証明する書類の写し
(6)　市税完納証明書又はその写し(ただし、本市に納税義務がある法人又は個人に限る。なお、法人にあっては、その代表者(委任された者を含む。)が本市に納税義務があるときは、当該代表者(委任された者を含む。)個人の市税完納証明書を含む。また、証明日は当該年度の申請期間内の日付に限る。)
(7)　消費税及び地方消費税の納税証明書又はそれらの写し
(8)　前各号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

2　市長が必要ないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

3　申請書の提出時期は、毎年2月1日から2月末日とする。ただし、提出期日の初日が休日等により閉庁となるときは翌週の平日初日を提出期日の初日とし、提出期日の末日が休日等により閉庁となるときは翌月の平日初日を提出期日の末日とする。

(資格審査及び認定)

第4条　市長は、前条の規定により申請書を提出した者について資格審査を行い、その結果に基づいて入札に参加する者の資格の有無を認定するものとする。

(審査結果の通知)

第5条　市長は、前条により資格の有無を認定したときは、資格審査認定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

2　前項の通知を受けた申請者で、審査結果に異議があるものは、30日以内に市長に資格の再審査を請求することができる。

(有資格者名簿への登録)

第6条　市長は、第4条の規定により資格を有する者(以下「有資格者」という。)を認定したときは、入札参加有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録するものとする。

［第4条］

(資格の有効期限)

第7条　有資格者名簿に登録された者の資格の有効期限は、当該年が奇数年のときは4月1日から翌々年の3月31日までの2か年とし、偶数年のときは4月1日から翌年の3月31日までの1か年とする。

(資格事項の変更)

第8条　有資格者は、第3条に規定する申請書及び添付書類に変更が生じたときは、遅滞なく競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

［第3条］

(資格の停止又は取消)

第9条　市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格を停止し、又は取り消すことができる。

(1)　第2条に規定する資格要件を有しなくなったとき。

［第2条］

(2)　他の官公署に対する不正行為等によりその指名を停止され又は取り消されたとき。

(3)　申請書若しくは添付書類の重要な事項についての虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。

（入札参加者の選定）

第10条　市長は、入札に参加する者を選定しようとするときは、有資格者名簿に登録された者の中から、次の各号の規定に留意して選定するものとする。

(1)　不誠実な行為の有無及び信用状況

(2)　営業成績

(3)　経営状況

(4)　能力及び技術的適性

（入札参加者の選定の特例）

第11条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、有資格者名簿に登録された者以外を入札させることができる。

(1)　契約の性質又は目的により必要があるとき。

(2)　災害等緊急を要するとき。

(3)　特殊な物品等であるとき又は特別な技術を要するとき。

(4)　有資格者名簿に登録された者が少数又はいないとき。

(5)　市長が特に必要と認めたとき。

（準用）

第12条　この要綱に規定されている事項は、随意契約の参加者の資格及び選定についても適用する。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成20年3月19日告示甲第5号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附　則（平成21年2月10日告示甲第4号）

この告示は、公示の日から施行し、平成21年2月2日から適用する。

附　則（平成21年12月22日告示甲第23号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成26年11月28日告示甲第28号）

この告示は、平成26年12月1日から施行する。

附　則(平成 27 年 12 月 28 日告示甲第 27 号)

この告示は、平成 27 年 12 月 28 日から施行し、同年 12 月 26 日から適用する。